

文京区災害時専門ボランティア登録制度要綱

26文総防第763号平成27年3月31日区長決定

(目的)

第1条 この要綱は、区の区域内（以下「区内」という。）に大規模な災害が発生した場合に備え、避難所等において必要な専門知識及び経験を有するボランティア（以下「災害時専門ボランティア」という。）を区が事前に登録する制度に関し、必要な事項を定めることにより、円滑な避難所等の運営体制を確立することを目的とする。

(分野)

第2条 災害時専門ボランティアの分野は、語学分野、医療分野、福祉分野、手話通訳分野のほか文京区地域防災計画に定める分野とする。

(資格要件等)

第3条 災害時専門ボランティアに登録することができる者は、次の要件を満たすものとする。

- (1) 区内に居住し、勤務し、又は在学する者であること。
- (2) 第6条第1項に規定する申請をする日において18歳以上であること。
- (3) 別表に掲げる資格要件等のいずれかを満たしていること。

(活動内容)

第4条 災害時専門ボランティアは、大規模災害が発生した場合において、次に掲げる活動を行うものとする。

- (1) あらかじめ総務部長が指定した参集場所への参集
 - (2) 自身の専門知識、経験等を生かした避難所等の運営支援
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、文京区災害対策本部長（以下「本部長」という。）が必要があると認めた活動
- 2 災害時専門ボランティアは、前項各号に掲げる活動のほか、平常時において区内の避難所等で行う避難所運営訓練及び区が主催する研修会等への参加に努めるものとする。

(参集要件)

第5条 災害時専門ボランティアは、区内において震度5強以上の地震が発生した場合であって、前条第1項に規定する活動を行うことが可能な状況であるときは、活動要請の有無にかかわらず、あらかじめ総務部長が指定した参集場所に参集するものとする。

- 2 前項に規定する場合のほか、本部長から活動要請があった場合であって、前条第1項に規定する活動を行うことが可能な状況であるときは、あらかじめ指定した参集場所に参集するものとする。

(登録)

第6条 災害時専門ボランティアの登録を希望する者は、文京区災害時専門ボランティア登録申請書（別記様式第1号）により区長に申請しなければならない。

- 2 区長は、前項の規定による申請があった場合において、災害時専門ボランティアへの登録が適当であると認めたときは、登録を行うものとする。

3 区長は、前項の規定により登録を受けた者（以下「登録者」という。）に対し、登録証を交付するものとする。

（登録事項の変更等）

第7条 登録者は、登録に係る事項に変更が生じたときは、文京区災害時専門ボランティア登録変更届（別記様式第2号）により区長に届け出なければならない。

2 登録者は、災害時専門ボランティアの登録を辞退しようとするときは、文京区災害時専門ボランティア登録辞退届（別記様式第3号）により区長に届け出なければならない。

（登録の取消し）

第8条 区長は、登録者が次の各号のいずれかに該当したときは、災害時専門ボランティアの登録を取り消すことができる。

(1) 登録者が別表に定める資格要件等を満たさなくなったとき。

(2) 登録者が第4条第1項に規定する活動に従事することが困難となったとき。

(3) その他区長が必要があると認めたとき。

（報酬）

第9条 災害時専門ボランティアの活動は、無報酬とする。

（経費負担）

第10条 災害時専門ボランティアの活動に要する交通費、宿泊費等は、原則として自己負担によるものとする。

（義務）

第11条 災害時専門ボランティアは、災害時の活動に当たっては、本部長の指示に従うものとする。

（活動日及び時間）

第12条 災害時専門ボランティアの活動日及び時間については、災害の状況に応じ、本部長と協議の上決定するものとする。

（研修等）

第13条 区長は、災害時専門ボランティアの登録者に対して、必要な研修等の実施及び情報提供に努めるものとする。

（損害補償）

第14条 第4条第1項に規定する活動により災害時専門ボランティアに生じた損害の補償は、文京区災害に伴う応急措置の業務等に従事した者に対する損害補償に関する条例（昭和41年7月文京区条例第16号）の定めるところによる。

（委任）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、総務部長が別に定める。

付 則

この要綱は、決定の日から施行する。

別表（第3条関係）

分野	資格要件等
語学	(1) 英語、中国語、韓国語等を日常会話程度以上話せること。 (2) 英語、中国語、韓国語等を母国語とし、日本語を日常会話程度以上話せること。
医療	看護師免許を有すること。
福祉	(1) 介護福祉士資格を有すること。 (2) 施設内、在宅等で介護の経験を有すること。
手話通訳	(1) 手話通訳を日常会話程度以上できること。 (2) 要約筆記奉仕員又は要約筆記者として活動した経験を有すること。

年 月 日

文京区長 殿

文京区災害時専門ボランティア登録申請書

文京区災害時専門ボランティア登録制度要綱第6条第1項の規定により、次のとおり登録を申請します。

ふりがな			
氏 名			
生年月日	年 月 日	性別	男 ・ 女
住 所 (自宅)	〒 -		
連絡先	固定電話	携帯電話	
	メールアドレス		
避難所等で 活用できる 知識・経験	例) 英語（日常会話程度）		
活動を希望する 避難所	第1希望		
	第2希望		
	第3希望		
備考			

(記載上の注意)

- 1 区内在勤又は在学の場合は、備考欄に勤務先又は在学先の名称及び住所をご記入ください。
- 2 専門知識について、資格等を有する場合は、認定証、免許状等の写しを申請書と併せてご提出ください。

別記様式第2号（第7条関係）

年 月 日

文京区長 殿

住 所 _____

氏 名 _____

文京区災害時専門ボランティア登録変更届

文京区災害時専門ボランティアの登録内容に変更がありましたので、文京区災害時専門ボランティア登録制度要綱第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

変更項目 (変更前)	
変更項目 (変更後)	

別記様式第3号（第7条関係）

年 月 日

文京区長 殿

住 所 _____

氏 名 _____

文京区災害時専門ボランティア登録辞退届

文京区災害時専門ボランティアの登録を辞退しますので、文京区災害時専門ボランティア登録制度要綱第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

辞退理由	
備考	